

【被相続人居住用家屋等確認申請書に添付が必要な書類一覧】

様式1-2 (被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却をした後又はその全部が滅失をした後における譲渡の場合)
令和6年1月1日以降に譲渡

書類		取得先	注意点
①	被相続人の除票住民票の写し (原本)	茅ヶ崎市役所市民課 0467-81-7132 (直通)	・除籍ではなく除票住民票 ・被相続人が老人ホーム等に入所し、入所後別の老人ホーム等に転居した場合は、戸籍の附票の写し
②	相続人の住民票の写し (原本)	所在地の市区町村窓口	・相続人すべての住民票の写しが必要 ・取得日は譲渡日以降 ・住民票の写しでは相続開始の直前 (被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前) の住所が確認できない場合 (従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等) は、当該相続人の戸籍の附票の写し
③	売買契約書の写し	不動産事業者等	・契約書すべての写し
④	・被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書 (原本) ・敷地の登記事項証明書等 (原本)	法務局	・オンラインでも申請可能 (詳細は法務局HP)
⑤	・被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書 (原本)	法務局	・オンラインでも申請可能 (詳細は法務局HP)
⑥ 以下のいずれかの書類 ((i) ~ (iii) のいずれかの書類)			
(i)	使用中止日が確認できる書類 (電気)	電気事業者	・電気、水道、ガスのいずれか1つで可 ・相続から譲渡までの間に止めていること
	使用中止日が確認できる書類 (水道)	茅ヶ崎水道営業所 0467-52-6151	
	使用中止日が確認できる書類 (ガス)	ガス事業者 (都市ガス・LPガス)	
(ii)	宅地建物取引業者による広告	不動産事業者	・現況が空き家であり、更地引き渡しである旨の記載があること
(iii)	その他		・上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。
⑦	取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないことを明らかにする書類 (写真)	申請者本人・不動産事業者・解体業者等	・解体前後の写真 (同じアングルが望ましい) ・空き家が解体されたことがわかる写真 ・撮影日入り (記入も可)
⑧ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合 ((i) ~ (iii) の全ての書類)			
(i)	介護保険の被保険者証の写し・障害福祉サービス受給者証の写し等	被相続人が生前所持していたもの	・写し
		茅ヶ崎市役所介護保険課 0467-81-7166 (直通)	・上記がない場合は、老人ホーム等入所直前において要介護度認定を受けていたことがわかる書類を請求
(ii)	施設入所時の契約書の写し等	入所先の老人ホーム等	・手元にない場合は、老人ホーム等に確認
	退去届等	入居先の老人ホーム等	・住民票を老人ホーム等に移転していない場合のみ必要
(iii)	使用中止日が確認できる書類 (電気、水道またはガス)	各事業所	・⑥(i)と同じ書類
	老人ホーム等が保有する外出・外泊等の記録	入所先の老人ホーム等	・使用中止日が確認できる書類がない場合のみ必要
	その他		・上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。